

岡崎ものづくり支援補助金 令和4年度 募集要領

岡崎ものづくり推進協議会
(岡崎市・岡崎商工会議所)

1 目的

岡崎ものづくり支援補助金は、市内に本社又は試作開発拠点のある事業所による新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化に関する共同研究・依頼試験及びビジネスマッチング、経営又は技術に関する課題を解決するための専門家派遣、販路開拓等のための見本市等出展、並びに研究開発支援のための知的財産権取得によって新事業展開の促進を図り、ものづくりの振興に資することを目的とします。

2 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、次の(1)から(4)に該当する者とします。

- (1) 日本標準分類の大分類Eに分類される製造業若しくはこれに参入する事業（以下、「ものづくり事業」という。）を営む会社又は個人
- (2) 市内で本社又は試作開発拠点機能を6箇月以上引き続き有していること。
- (3) 市税を完納していること
- (4) 次に掲げるものではないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である事業所
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業所
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業所
 - エ 風俗関連業、ギャンブル業、賭博、金融・貸金業等、公的資金の交付先として社会通念上適正を欠くもの

3 補助対象事業

補助対象事業は、次の事業で各条件に該当したものが対象となります。

- (1) 共同研究・依頼試験事業
ものづくり推進協議会に加盟する大学又は公設試験研究機関（別表1）の他、公設・民間を問わず主として試験研究を行う機関等と新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化を目的に研究、試験又は施設利用を行うものづくり事業
※通常の企業間の商慣習に伴う品質保持・確認のための検査については制度の目的から対象となりません。詳しくはお問合せください。
- (2) 専門家派遣事業
経営又は技術に関する課題を解決するため、岡崎商工会議所が推薦する機関を利用し、専門家の派遣を受ける事業

(3) 見本市等出展事業（WEB上で開催されるものを含む。）

取引先の開拓、受発注の機会の確保を目的にもものづくり事業を紹介する見本市、展示会、博覧会等に出展するものづくり事業

ただし、次のアからカに該当するものは除きます。

ア その場で小売することを主目的とするもの

イ 岡崎市が主催、共催するもの

ウ 展示規模が50小間（WEB開催においては出展者数）未満のもの

エ 補助対象事業者が自ら出展しないもの（ただし、組合・連合会等が団体として出展スペースを確保し、出展企業を募集する場合は補助対象とする）

オ 展示スペースに補助対象事業者の個別ブースを有しないもの

カ 補助対象事業者が当該見本市等の主催者であるもの

キ WEB上の見本市においては、展示期間の定めのないもの

(4) 知的財産権取得事業

事業活動のため、日本国特許庁に次に掲げる内容について出願、請求する事業

ア 特許出願

イ 特許出願審査請求

(5) ビジネスマッチング事業

新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化のため、ものづくり事業者と他の事業者とのマッチングをプラットフォームを用いて支援・提案するサービスを利用する事業

ただし、次のア、イに該当するものは除きます

ア 小売りを主目的とするもの

イ プラットフォームへの登録企業数が50社未満のもの

4 補助対象経費、補助率、補助限度額

1 補助対象経費

補助対象事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、支払いが補助事業実施期間中(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものであり、別表2に掲げる経費が対象となります。

なお、補助額は1,000円未満の端数を切り捨てとします。

【補助対象経費の経理についての注意事項】

- (1) 補助対象経費は本補助事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって、金額等が確認できるもののみとなります。
- (2) 補助対象経費は、原則銀行振込によって行われるものに限ります。また、支払いをする際に、補助対象経費以外の経費と同一支払はしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細が明確になるように整理してください。
- (3) 実績報告の際には、補助対象経費の明細と支払いに関する請求書及び領収書（又は支払いの事実を証する金融機関の振込金受領書）等の必要書類を確認します。これらの書類が提出されない場合は、補助対象経費とすることはできません。
- (4) 補助金は原則として精算払いとなります。補助事業完了後、速やかに経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、内容を確認した後に補助金を交付します。
- (5) 海外通貨にて支払う場合については全て日本円に換算して記入してください。また、提出時に為替レートがわかる書類もあわせてご提出ください。
- (6) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年

度の終了後5年間保存してください。

2 補助率、補助限度額

別表2のとおり

5 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の**実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで**です。

補助対象事業は、令和4年4月1日以降に始まり、令和5年3月31日までに終わるものだけが対象です。

ただし、共同研究・依頼試験事業、専門家派遣事業、知的財産権取得事業、ビジネスマッチング事業については、年度をまたぐ事業期間であっても、年度ごとに支払いがあるなど経費が年度で区別できる場合は、**今年度の経費のみを補助対象**とすることができます。

6 申請期間、必要書類、申請方法

(1) 全事業共通

ア 申請期間

令和4年4月1日（金）から令和5年1月31日（火）（ただし予算の範囲内）

受付：土日祝日、年末年始を除く、午前9時30分から午後4時30分まで

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者でない者は、当該年度の11月30日までは申請をすることができません。

イ 必要書類及び申請方法

次の必要書類を岡崎ものづくり推進協議会（岡崎商工会議所内）まで直接ご持参ください。

なお、受付の際、簡単なヒアリングを行いますので、事業内容についてわかる方がお越しく
ださい。

a 補助金交付申請書

b 市税納税証明書（市税全般についての納税を証明するもので、提出日より3箇月以内に発行されたもの）※岡崎市財務部納税課又は各支所で発行する完納証明

c 会社案内（事業概要の確認ができるパンフレット等）

d その他会長が必要と認める書類

ウ その他

・同一事業所での申請は、補助限度額に達するまで何度でも申請可能です。

・国や県、その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付（採択）を受けている場合は対象外となります。

(2) 各事業個別事項

ア 共同研究事業

必要書類その他注意事項

e 事業計画書

f 補助対象経費に係る大学・試験研究機関等が発行する契約書又は金額がわかる書類

・共同研究に対する対価としての大学等への奨学寄付金については、個別にご相談ください。

イ 依頼試験事業

必要書類その他注意事項

e 依頼試験明細表

f 補助対象経費に係る金額がわかる書類（依頼試験の依頼書又は利用申込書の写し等）

・依頼試験に対する対価としての大学等への奨学寄付金については、個別にご相談ください。

ウ 専門家派遣事業

必要書類その他注意事項

e 派遣決定通知書等の写し（派遣期間及び金額がわかる書類）

・専門家の選定については必ず事前にご相談ください。事前相談がなかった場合、補助金の交付が受けられないことがあります。

・同一事業所での申請は、派遣元が、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構である場合には補助限度額に達するまで何度でも申請可能です。上記以外の専門家派遣については、1年に3回までの派遣を補助の上限とします。

エ 見本市等出展事業

必要書類その他注意事項

e 事業計画書

f 補助対象経費に係る見積書等

g 出展募集案内及び応募要項等のパンフレット（開催日、事業規模等がわかるもの）

・採択は1件ごととしますので2箇所以上出展を予定されている場合は各々申請してください。

・出展できなくなった場合は速やかに報告してください。

オ 知的財産取得事業

必要書類その他注意事項

e 事業計画書

f 補助対象経費に係る見積書等

カ ビジネスマッチング事業

e 事業計画書

f 補助対象経費に係る見積書等

g マッチングサービスを提供する会社の案内（サービス概要、事業規模等がわかるもの）

※「交付申請書」、「事業計画書」は岡崎ものづくり推進協議会のホームページ(<http://okamono.com/>)からダウンロードしてください。様式が事業ごとに異なりますのでご注意ください。

7 補助金の交付決定

(1) 採択方法

書類審査を行います。

(2) 審査の手順

ア ヒアリング

補助金交付申請書を提出する際、申請内容等に関する簡単なヒアリングを実施します。

特に専門家派遣事業、協業新商品開発事業については、専門家の選定、企画内容の確認を行うため必ず事前にご相談ください。

イ 審査

事業計画の書類審査を行います。また必要に応じて現地調査を行う場合があります。

(3) 審査結果

審査の結果については、書面にて通知いたします。なお、審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 公表

採択された事業については、事業所名、事業名、事業概要、事業成果を公表させていただく場合があります。

(5) 交付

実績報告書に記載した金額が交付決定額を超えた場合は、交付決定額を補助上限額とします。

8 補助事業者の責務

(1) 補助金交付の条件

ア 何らかの理由で補助事業の遂行が困難となった時は、速やかに岡崎ものづくり推進協議会へ報告し、指示を受けてください。

イ 補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前相談の上、所定の手続きを行ってください。

(2) 補助事業の遂行

補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用することはできません。

(3) 補助事業の実績報告

補助事業が完了した時は、当該年度内に速やかに所定の実績報告書に必要書類を添えて提出してください。

※「実績報告書」、「収支精算書」、「補助事業実績表」、「請求書」は岡崎ものづくり推進協議会のホームページ(<http://okamono.com/>)からダウンロードしてください

(4) 補助金の経理

補助金に係る経理については、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(5) 立入検査等

補助事業の適正を期すために必要がある時は、事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者に質問することがあります。

(6) 補助事業終了後の調査

補助事業終了後においても、事業成果に関する調査に応じていただきますので、あらかじめご了承ください。

(7) 補助金の返還義務

次の場合は補助金交付決定を取り消し、既に補助金の交付を受けている場合は、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

ア 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

イ 正当な理由がなく、規定する報告又は調査を拒んだとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき。

エ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

オ 補助対象事業にて他の特許権を侵害していることが明らかになったとき。

カ 偽りその他不正の行為があったとき。

問い合わせ・書類提出先

岡崎ものづくり推進協議会

住所 〒444-8611 岡崎市竜美南1丁目2番地 (岡崎商工会議所 内)

TEL 0564-53-6191 FAX 0564-53-0101

URL <http://okamono.com/>

別表1 岡崎ものづくり推進協議会に加盟している大学又は試験研究機関（順不同）

令和4年4月1日現在

No.	名称
1	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構
2	国立大学法人 名古屋大学
3	国立大学法人 名古屋工業大学
4	国立大学法人 豊橋技術科学大学
5	愛知県公立大学法人 愛知県立大学
6	公立大学法人 名古屋市立大学
7	愛知工科大学
8	愛知工業大学
9	大同大学
10	中京大学
11	中部大学
12	豊田工業大学
13	南山大学
14	名城大学
15	岡崎大学懇話会
16	国立研究開発法人 産業技術総合研究所中部センター
17	あいち産業科学技術総合センター
18	公益財団法人 科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター
19	名古屋市工業研究所

別表2 補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
共同研究・依頼試験事業	試験研究費	新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化を目的に行う共同研究・依頼試験で大学又は試験研究機関等に支払うものに限る	補助対象経費の2分の1以内	100万円
専門家派遣事業	専門家派遣費	専門家派遣事業に係る消費税相当額、実費交通費も含めた事業者負担額とする	補助対象経費の全額	備考欄
見本市等出展事業	見本市等出展料(小間料)	見本市等への出展にかかる費用(WEB開催含む) ・50小間以上の規模を有していること(WEB開催においては出展社数) ・市内の事業所が自ら出展すること ・実績報告には、出展したことを証明する写真、書類の写し(展示会ガイドブック該当頁等)の書類を提出すること 【補助対象外】 出展事業者自らが主催するもの、その場で小売することを主目的としたもの、岡崎市が主催・共催するもの(例:ものづくり岡崎フェア)	補助対象経費の2分の1以内	50万円
	会場設営費	小間装飾のために支払う経費、電気工事費(使用料含む)、床面工事費、給排水工事費(使用料含む)等(ただし主催者に対して申し込むものに限る)		
知的財産権取得事業	特許権取得費	特許出願、特許出願審査請求に係る手数料相当額(特許料を除く)並びに、弁理士の報酬及び経費(成功報酬を除く)に限る。 なお、特許出願審査請求について特許庁の減免を受ける場合は、減免を受けた額が補助対象経費となる。		
ビジネスマッチング事業	サービス利用費	サービスを利用するにあたり、かかる登録費や、運営機能費 【補助対象外】 小売りを主目的とするもの、登録企業数が50社未満のもの		

備考 派遣元が、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構である場合には50万円とする。これ以外の専門家派遣については一回当たり2万8千円、消費税相当額及び実費交通費の合計額とする。

※補助額については、1,000円未満の端数は切り捨てとします。